

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
附・無期限	
平成16年2月18日から 平成26年2月17日まで	

基発第0218002号

平成16年2月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する
基本方針について」の一部改正について

平成11年2月17日付け基発第70号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」（以下「基発第70号」という。）については、労働基準法の一部を改正する法律（平成15年法律第104号）の施行等に伴い一部を改正することとしたので、了知の上、積極的な推進に遺憾なきを期されたい。

記

基発第70号の一部を次のように改正する。

基発第70号の記の第1の1の(3)中「曖昧な労働時間管理に起因して恒常的な長時間労働、サービス残業、」を「、あいまいな労働時間管理を背景にして、賃金不払残

業又は過重労働やこれに起因する」に改める。

第2の1の(1)のホ中 [redacted] の下に [redacted] を加える。

第2の1の(2)のロ及びハを次のように改める。

ロ [redacted]
[redacted]

ハ [redacted]
[redacted]

第2の1の(3)を次のように改める。

(3) 健康管理の徹底

イ [redacted]

ロ [redacted]

第2の3の(2)のニ中「後記4の監督指導の重点対象に該当する事業場に対し」を「当該対象について、後記4の」に改める。

第2の4中「前記2」の上に「前記3で示したところに基づき、」を加え、「監督指導の重点対象とし、前記3で示したところに基づき、必要に応じ主眼監督を実施するものとする。」を「必要に応じ主眼監督の対象とすること。」に改める。

第2の4の(2)のロを次のように改める。

ロ [redacted]
[redacted]
[redacted]

第2の4の(2)のハ中 [redacted] を [redacted] に改め、
[redacted]
の下に [redacted] を加える。

第2の4の(2)のニを次のように改める。

ニ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

第2の4の(3)中 [redacted] を [redacted]

[redacted] に、 [redacted] を [redacted]

[redacted] に改め、 [redacted]

[redacted] を削る。

第2の5中「なお、各局独自で第3次産業等を対象とした労働条件対策を既に策定している場合には、これら既存の対策と本対策との整合性を検討し、見直しを加え、必要な修正を行うこと。」を削る。

第2の6の(1)のハ中 [redacted] を [redacted] に改め、 [redacted]

[redacted] の下に [redacted] を加える。

第2の6の(2)のホの(ハ)を次のように改める。

(ハ) [redacted]